

# 労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説  
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

## 外国人の雇用 (3)

### 第 4 回

#### 【事例】

田中さんは、上海にある A 社で採用され、A 社は田中さんのために外国人就業に必要な外国人就業許可、就業証、居留許可の手続きを行いました。就業証および居留許可の有効期間は、いずれも 2010 年 5 月 25 日～2011 年 5 月 27 日です。ところが田中さんは、2010 年 10 月、A 社を退社し、広州にある B 社で採用されました。A 社が田中さんの就業証の変更手続きを拒否したため、B 社は広州の関連部門にて外国人就業許可の再申請手続きができないまま、今に至りました。

#### 【分析】

田中さんが上海にある A 社から広州にある B 社に移り、就業する場合には、まず上海市の労働保障部門で就業変更の手続きを行い、広州市公安局出入境管理部門の審査・許可を受ける必要があります。さらに、上海市の労働保障部門が発行した就業変更の証明書を持って広州市の労働・社会保障局へ出向き、外国人就業許可および就業証の手続きを行わなければなりません。

### 1. A 社と B 社のそれぞれの問題点

B 社は、関連手続きをしないまま田中さんを雇用し続ける場合、「中華人民共和国外国人入国出国管理法実施細則」第 44 条の処罰 (2011 年 3 月 11 日の掲載内容をご参照下さい) を受ける恐れがあります。

一方、就業規定によりますと、外国人と雇用会社との労働契約が解除された後、当該雇用会社は直ちに労働部門に報告し、当該外国人の就業証を返還しなければならないとされています (就業規定第 21 条)。さらに、外国人就業に関する上海市労働局の関連通知によりますと、外国人が就業期間内に雇用会社と雇用関係を解除する場合、および就業期間内に雇用会社を変更し、上海以外の都市で勤務する場合には、元の雇用会社は、その離職後 10 日以内に当該外国人の就業証を元の証

書発行労働部門に返還しなければならないとされています。ただ、これら義務を履行しない場合の行政責任については、明確に規定されていません。

### 2. 対応策

B 社は、田中さんを引き続き雇用する場合、さらに不必要なリスクを生じさせないように、上記外国人就業許可の再申請手続きを行い、必要かつ合法な手続きを行う必要があると考えます。

B 社は、A 社が就業証の返還要求に応じてくれなかった原因を究明し、事前に同社への対応策を講じ、田中さんまたは B 社は、A 社が上記所定手続きを履行するよう再度要求することが必要です。A 社が就業証終了の手続きを履行しない場合には、救済の方法として労働仲裁を提起する必要があります。これまでの仲裁事例と判決から見ると、A 社が就業変更手続きをしないことによって生じる田中さんの損失 (例：一時帰国せざるを得ない場合の交通費を含む) に対して、損害賠償責任を負うことになります。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail : [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800 (日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109 (日本語専用)

Fax : 021-5386-1619